# 甲状腺被ばく線量モニタリング 簡易測定 運用の手引き

# (令和6年3月29日) 内閣府(原子力防災担当)

## ○はじめに

甲状腺被ばく線量モニタリングは、放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に把握し、被ばく線量を推定するために実施しなければならないこととされています。甲状腺被ばく線量モニタリングにおける測定は、まず、対象者に対して簡易測定を行い、簡易測定の結果からスクリーニングレベルを超える者に対して詳細測定を行う手順としています。本手引きは、立地道府県等における簡易測定の実務の一層の具体化を図るため、令和5年度に実施したモデル事業を踏まえて取りまとめました。また、今後の調査・検討等により必要に応じ改定していくこととしています。本手引きは、甲状腺被ばく線量モニタリングの実施主体となる立地道府県等の職員などの業務の参考とされることを想定しています。

一般的な事項 ・個人情報保護	3
小規模会場の運用の手引き ・会場設営 ・実施前 ・資機材配置 ・実施の流れ ・実施項目(受付) ・実施項目(大腿部測定、頸部測定) ・実施項目(正味値の計算、測定結果の伝達)	リ\-2 リ\-3 リ\-4 リ\-5
大規模会場の運用の手引き ・会場設営 ・実施前 ・資機材配置 ・実施の流れ ・実施項目(受付) ・実施項目(大腿部測定、頸部測定) ・実施項目(正味値の計算、測定結果の伝達)	大-2 大-3 大-4 大-5 大-6
車両を使用する場合の運用の手引き ・会場設営 ・実施前 ・資機材配置 ・実施の流れ ・実施項目(受付) ・実施項目(大腿部測定、頸部測定) ・実施項目(正味値の計算、測定結果の伝達)	車-2 車-3 車-4 車-5 車-6

# 添付資料

- ・(添付資料1)説明資料の一例・(添付資料2-1)記録用紙の一例・(添付資料2-2)測定票の一例

# 一般的な事項~個人情報保護~

### 甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアル

〇解説編 6. 留意事項

甲状腺被ばく線量モニタリングにおける測定は、住民等の個人に対して実施することから、その測定結果は、個人の属性に関する情報(氏名、年齢、連絡先等)とともに、個 人情報として適切に管理されることが必要である。

このため、<u>甲状腺被ばく線量モニタリングの実施主体である立地道府県等は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び同法に基づく行政機関等に係るガ</u> <u>イドライン等を遵守することが求められる</u>。

測定に際しては、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得て実施することから、これらの測定の業務に従事 する者が個人情報に接することになるため、個人情報の漏洩が生じないよう、これらの機関との取決め等を行っておくことも重要である。

また、甲状腺被ばく線量モニタリングの測定を受けることは本人の任意に基づくものであるため、<u>対象となる者又はその保護者に対しては、甲状腺被ばく線量モニタリングの</u> 目的や概要等について説明し同意を得ることが必要である。

○実務編 3. 簡易測定の実施方法 (5) 測定データの管理

立地道府県等において、<u>簡易測定を受けた対象者の氏名、年齢、連絡先、実施場所、実施日時、測定結果等のデータを記録・管理</u>する。また、正味値 について、本人からの請求により伝達する窓口等を設置する。これらの情報は、個人情報保護の関係法令や関係条例に従い適切に取り扱う。

#### (実施にあたり留意すること)

- ・立地道府県等は利用目的を明示し、個人情報を取得し保有する。
- ・立地道府県等はそれぞれが取り扱う個人情報を利用目的内で利用・提供する。
- ・立地道府県等は保有個人情報の安全管理のために必要なかつ適切な措置を講じる。

### 個人情報保護法

(個人情報の保有の制限等)

- 第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。)の定める所掌事 務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

(略)

(利用目的の明示)

第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、<u>あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなけれ</u> ばならない。

(略)

(安全管理措置)

- 第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。
- 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(略)

(利用及び提供の制限)

|第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、<u>利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない</u>。 |(略)

# 参考となる資料

- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)(個人情報保護委員会 令和4年1月(令和5年12月一部改正))
- ・個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)(個人情報保護委員会事務局 令和4年2月(令和4年10月一部改正))
- ・防災分野における個人情報の取扱いに関する指針(内閣府(防災担当) 令和5年3月)